

&lt;研究ノート&gt;

# 法人公民館の設立・運営に関する一考察

—岐阜県多治見市の財団法人池田町屋公民館を事例として—

益川 浩一\*

本稿は、現在設置されている法人公民館のひとつである岐阜県多治見市の財団法人池田町屋公民館を事例として、法人公民館の設立・運営の実態を歴史的に明らかにすることを目的とする。

池田町屋公民館の設立にあたっては、1947年の政令第15号によりこれまでの区(部落会)では保有できなくなった山林等の区有財産の処理をめぐって、いわば区有財産保持・管理の「隠れみの」として法人立の公民館が設立された経緯が明らかとなった。また、戦後初期における財団法人池田町屋公民館においては、生産復興・産業指導・医療・福祉・保健・生活改善等、郷土社会の復興や人びとの生活福祉に関する活動が多彩に繰り広げられた実態が明らかとなった。

## 1. 問題意識

1980年代以降、臨時教育審議会の答申を経て、いわゆる生涯学習振興整備法制定に至る「生涯学習体系化」の一連の動きが進む中で、戦後社会教育改革の総決算、戦後社会教育の見直しが強行され、社会教育行政における市町村主義の後退、社会教育行政の一般行政への包摂化、社会教育職員の非常勤嘱託化が進められる等、戦後社会教育行政の基本的原則・積極的な価値は次第に後退を余儀なくされてきている。

さらに昨今の地方分権化と規制緩和とともに社会教育法改正の動きの中では、社会教育の公共性に対する消極的認識、社会教育行政の独自性に対する否定的な捉え方が支配的となり、それゆえに戦後社会教育改革の民主主義的原則である「社会教育の自由と自治」といった戦後社会教育のすぐれて積極的な教育的価値に対する否定的姿勢等の顕在化といった問題状況が生じしていることは、看過できない。

他方、公民館をめぐる環境も1980年代以降大きく変化し、その条件整備の水準は大きく後退している。公民館建設についての国庫補助が廃止され、自治体の行財政「改革」・「減量経営」によって、

公民館の予算削減、職員体制縮小、経営合理化等が図られてきた。最近では、地方自治体の逼迫した財政状況のもと、NPM (New Public Management) や PPP (Public Private Partnerships) と呼ばれる公共経営手法の導入が進められ、公共部門の行政経営に民間の経営手法をできる限り採り入れながら、行政の守備範囲の縮小と民間部門への権限委譲を実現することが政策的に目指され、公民館の設置運営についても、いわゆる「指定管理者制度」が一部市町村において導入され、公設公営を原則とする公民館の制度的骨格が大きく揺さぶられる事態となっている<sup>1)</sup>。こうして公民館をめぐる状況が大きく変化する中で、公民館の多様・多元的な設置運営の姿が模索されてきている。

こうした状況の中、戦後社会教育の骨格が形成された戦後初期の社会教育改革の基本的理念とその歴史的特質を改めて精緻に捉えることが、これまで以上に重要な課題となってきている。こうした問題意識のもと、本稿では、戦後初期公民館(1946年から1953年の公民館。以下、初期公民館または単に公民館と記す。)に注目し、その設立・運営の実態を明らかにすることを目的とする。戦後社会教育改革の一環として構想された公民館は、

\* ますかわ こういち 岐阜大学

キーワード：法人公民館／初期公民館／財団法人池田町屋公民館／公民館の歴史的性格／区(部落会)

戦災の傷跡が残る敗戦直後の日本の各地に創設された、戦後社会教育改革の理念を集中的に具現する<sup>2)</sup>象徴的な施設とされているからである。そして、社会教育をめぐる今日的問題状況は、公民館をめぐる環境に集中的に現れてきていると考えられるからである。

## 2. 方法視角

初期公民館研究が本格的に行われる嚆矢となつたのは、小川利夫「歴史的イメージとしての公民館——いわゆる寺中構想について」(同編『現代公民館論』東洋館出版社、1965年)である。その後、 笹川孝一「戦後初期社会教育行政と『自己教育・相互教育』」(碓井正久編『日本社会教育発達史』亜紀書房、1980年)等で、初期公民館の研究が進められてきたが、それらは、総じて、文部次官通牒「公民館の設置運営について」(1946年)を中心とした初期公民館構想に関する文部省レベルの政策論的・総論的研究、あるいは、初期公民館構想の実質的立案者寺中作雄の「公民」概念に視点を据えた思想的研究が中心であり、地域・自治体における初期公民館の実像やその具体的諸相を実証的に明らかにしたものではなかった。

その後、益川浩一や上田幸夫によって、地域・自治体における初期公民館の実態について研究が進められるようになり<sup>3)</sup>、さらに、益川浩一『戦後初期公民館の実像』(大学教育出版、2005年)が刊行された。『戦後初期公民館の実像』では、愛知・岐阜の初期公民館の活動実態が実証的に解明されている。

ところで、公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」(社会教育法第20条)を目的とする教育機関であり、したがって、その設置主体は、国や都道府県ではなく、原則として市町村である(社会教育法第21条第一項)。ただし、営利を目的としない法人に限り、公民館(法人公民館)を設置することができる(社会教育法第21条第二項)。つまり、「市町村が設置する」公立公民館以外に、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財團法人は、公民館(法人公民館)を設置することができる。社会教育行政に必要な社会教育に関する基本

的事項を明らかにすることを目的として実施されている社会教育調査(文部科学省)によると<sup>4)</sup>、全国で法人公民館は5館存在し、岐阜県内に2館、大阪府内に2館、鹿児島県内に1館が設置されている。

公民館の制度は、いうまでもなく公立公民館の体制を基本としているが、法人公民館も数は少ないものの実際に存在している。とするならば、その設立・運営の実態分析があつてはじめて、多様・多元的な設置運営の形態が模索されている今日の公民館をめぐる状況を視野に入れた形で、地域における初期公民館の実像の総合的かつ正当な把握が可能になるといえる。それにもかかわらず、法人公民館の設立・運営の実態に関する研究は、管見の限り、見当たらない。愛知・岐阜の初期公民館の活動実態を実証的に解明した益川浩一『戦後初期公民館の実像』の中でも、法人公民館については取り上げられておらず、いわゆるハンドブック(日本公民館学会編『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006年)の一項目として取り上げられている程度である<sup>5)</sup>。

財団法人は、一方で、行政の財政合理化、退職者の再雇用先確保といった、いわば「行政のスリム化」の手段をなすものにすぎないとして批判の対象とされるが、地域内に潜在・点在する学習・教育資源を有機的につなぎ、当該地域独自の人びとの行動原理をよびさし、その尺度に見合った生き方の追求を支援するといった、より積極的な学習・教育支援を実現しやすい組織形態であるともいわれており<sup>6)</sup>、多様・多元的な公民館の設置運営のひとつの形態をなすものとして、法人公民館についてもその具体的な設置運営のあり方を吟味・評価していくことが必要となってくるだろう。

そこで、本稿では、現在設置されている法人公民館のひとつであり、かつ、現存する法人公民館のうちで唯一戦後教育改革期に設立された岐阜県多治見市の財団法人池田町屋公民館を事例として、法人公民館の設立・運営の実態を歴史的に明らかにすることとする。戦後初期の法人公民館の設立・運営の実態に焦点をあて、その歴史的実像を明らかにすることは、従来の研究では比較的追求が手薄であるといわざるをえない公民館の歴史的性格を把握<sup>7)</sup>することをも可能にすると考えられる。

### 3. 法人公民館の歴史的位置

法人公民館の設置を謳った社会教育法第21条第二項の意義について、法制定時（1949年6月）の文部省社会教育課長・寺中作雄は、次のように述べている<sup>8)</sup>。

#### 「B 民法第34条により設置する法人の意義」

本項において法人設置の公民館を認めた趣旨は市町村の特殊性により部落が分散しているとか人口の分布が片寄っているとかの理由によって、市町村として公民館を設置するよりも部落または字の如き区域においてその区域内の住民を包括する法人を組織し、その法人組織によって公民館を設置運営する場合を認めることが適當と思われるからである。」

#### 「F 公民館の設置者とその設置区域との関係」

市町村自体に積極性がなく一部落のみで独立の公民館を持つとする場合は、部落というものに法人格を認められていない今日、別に部落住民を成員とする民法第34条による法人を結成し、その法人によって公民館を持つことが必要とされる。この場合に本条第二項の必要が起り、設置主体と設置区域とが一致した公民館となるのである。」

社会教育法に根拠をもつ正式（法的）な公民館としては、市町村が条例に基づき設置する公民館（公立公民館）及び公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人が設置する公民館（法人公民館）がある。他方、こうしたもの以外に、町内会・部落会・集落（区・字）等の地域住民組織を基盤として、公民館と同様の事業や活動を実施しており、通常「公民館」と呼称しているが、正式（法的）には公民館にはあたらない施設がある。また、「公民館」以外の名称で建設されたもので、市町村が条例で設置している社会教育会館等の地域施設や公民館と同様の事業・活動を行うことを目的に運営されている施設がある。これらの施設は、「公民館類似施設」とされ、「何人もこれを設置することができる」（社会教育法第42条）とされている。公民館類似施設は、自治公民館、部落公民館、集落公民館、町内公民館、字公民館、地域公民館等の名称で呼ばれることが多い（以下、自治公民館・集落公民館と記述する。）<sup>9)</sup>。

寺中が法人公民館の設置を謳った社会教育法第

21条第二項の意義について述べていたところからも明らかのように、社会教育法制定時において、法人公民館は、これらのいわゆる自治公民館・集落公民館を正式（法的）に位置づけようとする場合の「受け皿」として構想されたものであったといえる。

当時、文部省や自治体において、自治公民館・集落公民館の設置・存在については、疑義が出されていた。例えば、1949年10月に、東海・近畿2府7県公民館々長協議会（会長・愛知県桜井公民館長）の公民館長会議が開催され、文部省から社会教育施設課長、担当事務官、社会教育連合会から参事が出席したが、この会議において、「部落公民館と分館、公民館類似施設」の設置・存在について疑義が出され、「部落公民館と分館、公民館類似施設」については、「町村へ移管すべき」あるいは「文部省がもっと積極的に類似施設を禁止する規定の必要がある」などの意見が出されたこともあった<sup>10)</sup>。

裏を返していえば、いわゆる自治公民館・集落公民館は、社会教育法第42条の「公民館類似施設」としてではなく、「部落住民を成員とする民法第34条による法人」立の公民館として位置づけられるべきだとされていたのである。しかしながら、法人格取得の手続きの煩雑さ等のためか、いわゆる自治公民館・集落公民館の法人公民館としての設置は、実際には進まなかった。

### 4. 財団法人池田町屋公民館の設立

#### （1）池田町屋公民館の発足

岐阜県多治見市の財団法人池田町屋公民館は、社会教育法にいう法人公民館であり、社会教育法公布・施行以前の1947年8月8日に開館している。当時、岐阜県において公民館事務を担当していた安福彦七の日記によると、池田区は財産（山林）を保有していたが、法改正により、区では財産保有が出来なくなって、財団法人に切り替えて公民館をつくったとのことである<sup>11)</sup>。

安福の日記の中に示されている「法改正」とは、「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」（1947年5月3日政令第15号）のことである。

周知のとおり、「市制町村制」施行前年の1888年に、全国的に大々的な町村合併（いわゆる明治の大合併）が進められた。一般的に合併によってで

きた村は「行政村」と呼ばれ、合併前の旧村は「自然村」と呼ばれた。「自然村」は「行政村」の一部に組み込まれたが、旧村有財産の統合は見送られ、「財産区」として残される形となった。「自然村」は、「行政区」として、「行政村」の内部に政治的単位としてではなく行政的単位として残されることとなつた。この後、「行政区」は、町内会・部落会へと移行していく<sup>12)</sup>。

池田区は陶業の中心地として知られ、財産区として陶業に使用する薪炭や陶土等の採取のための山林を有していた<sup>13)</sup>。しかし、政令第15号により町内会・部落会等の解散が命ぜられたため、池田区においても山林をはじめとする区財産の保有ができなくなることが危惧され、その処理が大きな問題となっていた<sup>14)</sup>。

「昭和二十二年五月の政令により、池田町屋の様相も一変するのやむなきに至り膨大な山林と資産を有している池田区のため、最良の進展を念願していたのであるが、従来池田区には税が相当あって、前途憂うべき状態の内にも前区長日比野良介氏及びその他熱誠なる指導者により、池田区昌盛の一歩として、元部落会正副会長、前村会議員、其の他の方々と方法につき熟慮の結果、四案を決定した。」

池田区においては、区で保有できなくなった山林等の財産の処理をめぐって、区の元役員や各種団体代表等が「慎重な審議」を重ねた結果、次のような四案が、善後策として示された<sup>15)</sup>。①財團法人を設立し、公民館を設置して、公民館が区有財産を管理する。②区有財産を市に譲渡し見返書を取る。③区有財産を代表者名義にする。④区有財産全部を個人有にする。

この四案をさらに「再三協議の結果」、「地域の団欒、住民の集う場所も必要」との当時の住民、とりわけ青年層の強い要望もあり<sup>16)</sup>、①の財團法人案に「一致決定し」、「代表者名義の登記」と「『財團法人池田町屋公民館』の設立」を進めた<sup>17)</sup>。いうならば、政令第15号により戦前・戦中の区（部落会）で保有できなくなった山林等の区有財産の処理をめぐって、いわば区有財産保持・管理の「隠れみの」として、財團法人立の池田町屋公民館が設立された経緯があつたのである。

こうした「青年層を中心として」進められた「区

有林を基本財産にして財團法人組織の館を設立する」計画は、「一部保守的な老壯年層から“区有林を個人に分割せよ”との反対を浴び」、計画は頓挫しかかつたが、青年層を中心とする「外観より内容を充実せよと看板一枚から元気一杯新発足する」との「熱意にホダされ」<sup>18)</sup>、「その後区有林処分問題も難なく解消」したとのことである<sup>19)</sup>。

1947年6月18日に財團法人の設立許可があり、6月26日には登記を完了した<sup>20)</sup>。そして8月8日に開館式を挙行し、「理想郷建設のため目出度く出発」の運びとなった<sup>21)</sup>。こうした経緯もあって、住民とくに池田町屋公民館設立に関わった青年層の間では、「おらが公民館」としての意識が強く、公民館に対する親しみも深かったという<sup>22)</sup>。

## (2) 池田町屋公民館の運営組織

公民館の事業は、館長・理事（13名）・監事（3名）のもと、教養部、図書部、産業部、厚生部の四部体制で進められることになった。

開館当初は独立の建物を有しておらず、事務所を池田小学校内に、また、会議室を同校裁縫室に置くことになった<sup>23)</sup>。

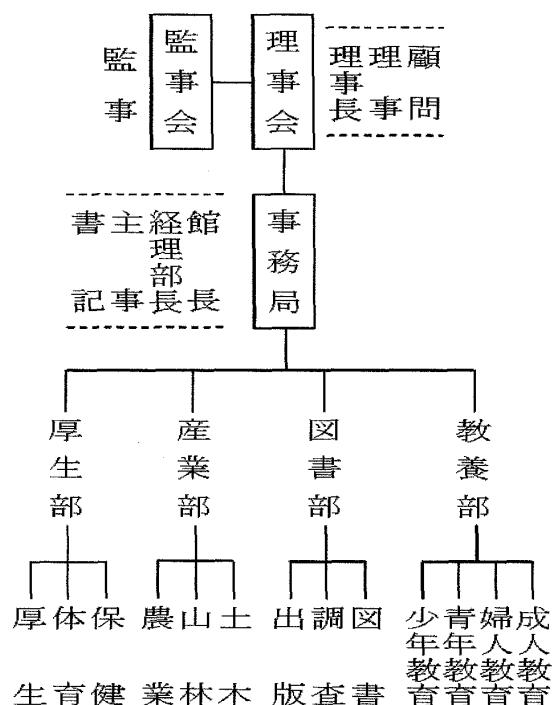


図1 池田町屋公民館の組織

（出典：「財團法人池田町屋公民館運営規則」ガリ版刷り文書から作成）

## 法人公民館の設立・運営に関する一考察

## (3) 建物の建設

1948年5月には、池田町屋公民館の独立館が建設される。「財団法人池田町屋公民館は誕生」以来、「あらゆる面にわたって輝かしい足跡を残してきた」が、「建物がなく、その点が不満」であった<sup>24)</sup>。徐々に、公民館の独立館建設の気運が地区住民の間に高まり、「関係者が協議した結果」、独立館を建設することが決定された<sup>25)</sup>。

公民館建設のための土地は、住民からの寄付により確保し、建物の建設は住民の「勤労奉仕」によってなされた<sup>26)</sup>。1948年の1月の8、9、10、11日の4日間、「一世帯から一人ずつ出勤、寒気についての地均しに始まり」、2月5日に本格的な工事に着手した<sup>27)</sup>。3月11日に上棟式を行い、4月29日に内部工事が竣工した。そして5月8日にいよいよ落成式を迎えた。「住民一般の協力は勿論」、近隣地区からも「汗の奉仕」があり、「池田総がかりの美しい協力によって落成」した施設で、「新装なった公民館は台地にその美しいスマート

な姿を陽光に輝かしてい」たとのことである<sup>28)</sup>。工費は「百五十万円」を要し、総敷地「三一五坪」、総建坪「一二三坪」、「内部は白天井」で「見るからに明る」く、ホールには「約五百人」が収容でき、その前に一段高く「五間に二間半」のステージがあり、さらにその裏側に和室が2室配置されていた<sup>29)</sup>。

## (4) 池田町屋公民館の事業内容

池田町屋公民館は、独立館を得て、より積極的にその活動を推進していくこととなる<sup>30)</sup>。

館の運営は、「所有財産（山林）収入と住民の自主的寄付金で」なされ、「運営方針」は、「すべて理事会」で決定された<sup>31)</sup>。「公民館の実践運動を浸透させるために」、「役員は各種団体代表や町民代表者」から選任され、「住民の手による」公民館運営が目指された<sup>32)</sup>。

事業は、教養・図書・産業・厚生の四部門にわかれ、公民館報『理想郷』の発行、図書・新聞・

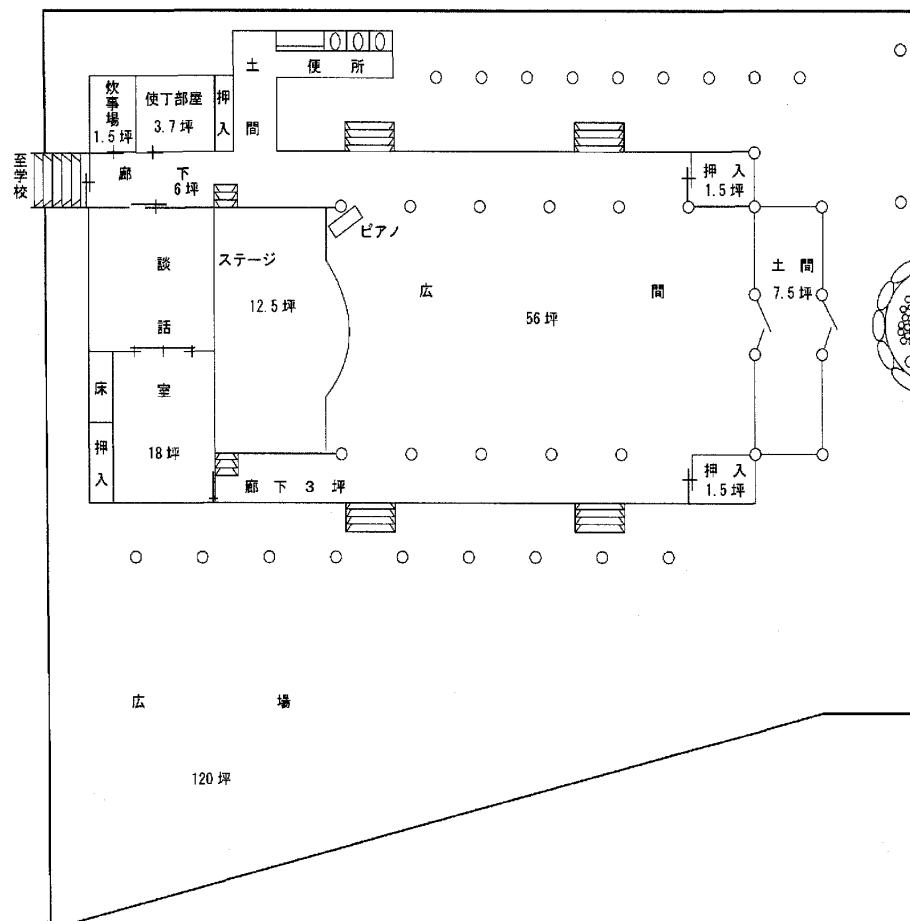


図2 池田町屋公民館の平面図

(出典：「財団法人池田町屋公民館平面図」ガリ版刷り文書から作成)

雑誌の購入、「山林、農業、味噌・溜釀造から娯楽、体育、診療所その他の社会事業」が進められた<sup>33)</sup>。各部別(公民館設置当初)に実施された事業内容を示してみると、おおむね以下のとおりとなっていた<sup>34)</sup>。

- ・教養部…文化教養に関する各種講座、研究会、講演会等
- ・図書部…図書の購入、回覧、保管及び読書指導等
- ・産業部…土木：土地改良、河川橋梁道路に関する事業の地元負担等  
山林：山林の伐採、手入れ、植林、山林の維持経営等  
農業：開墾、土地改良、農業経営の合理化、農産物の加工、副業の奨励等
- ・厚生部…保健：保健衛生一般、診療所の経営、共同浴場の経営等  
体育：体育振興、運動具の整備等  
厚生：生活の合理化、健全娯楽、社会事業等

より具体的には、1948年度には、次のような事業が進められた<sup>35)</sup>。

「住みよい町に仕上げるために」、まず、「共同浴場」が開設された。隔日に開かれ、利用者は1日にのべ「五百人もあった」。「春秋農繁期」には、「保育園」が開設された。また、館には「葬具一式と棺材を整備し」て「住民に貸与」し、このことによって、「葬儀の費用が激減し」、「館の有り難味が住民にしみこんだ」とのことである。

「産業面」では、「七十町歩の開墾、八町歩の排水を完成」させた。さらに、「植林にも手をつけ」、加えて、「郷土の獣医を動員し」て「家畜の診断を行い」、「早期治療により優良家畜の発展に寄与」したことである。

「家庭婦人を対象」に、「石けんの製造講習会」も開催された。その他、「保有する山林の収入がある」ので、それを活用して「小学校の給品部設置に財政的援助をし、学費の軽減と生徒の自治能力の養成に成果をあげていた」とのことである。

「教養面」では、国及び県の勧奨のもとに婦人学級を開設し、「新教育とかなづかい」・「新語の常識」・「新聞」・「衛生と生活」の4講座を実施し、

「百六十名の受講」があった。その他、成人と婦人の「混合学級」や「座談会」、「幻燈会」、「公民館を中心に率直に語る公聴会」等が開催された。「医師による診療所を開設する計画」も進められていた。

このように、戦後初期における池田町屋公民館においては、生産復興・産業指導・医療・福祉・保健・生活改善等、郷土社会の復興や人びとの生活福祉に関する活動が多彩に繰り広げられた。区有財産保持・管理の「隠れみの」として設立された経緯もあって、池田町屋公民館の活動は、地域に居住するすべての住民によって組織される区(部落会)及びそれと実質的に一体である財産区に依拠し、支えられていた。そうした地縁的な諸団体を基盤とし、区(部落会)及びそれと実質的に一体である財産区と公民館が一体化されていたがために、池田町屋公民館の活動は、教育あるいは文化に関する事業に狭く限定されるのではなく、地域ないし住民の生活問題にトータルに取り組む姿勢<sup>36)</sup>をより一層鮮明にすることとなった。

戦後初期の池田区においては、一般的には行政の末端機構としての側面を持ち合わせ、封建的な古さやその「残存」形態が批判される<sup>37)</sup>区(部落会)及びそれと実質的に一体である財産区が、生産・生活の復興、そして自治の基礎単位として重要な役割を果たしていた。こうした区(部落会)及びそれと実質的に一体である財産区の機能を維持するための「隠れみの」として設立された法人公民館であったからこそ、公費に依存しない強固な財政基盤が保障されるとともに、運営上の自由・自立性が確保されたといえる。そして、こうした強固な財政基盤と運営上の自由・自立性の上に、地域における生産上、生活上の諸課題と関連づけながら学習課題化された公民館活動が活発に展開されることによって、公民館が人びとの暮らしの協同や相互扶助、自治の基盤として張り巡らされたセーフティネットとして機能することが可能になったといえる。

こうした池田町屋公民館の実践の中には、自らのリアルな生活要求を満たしてくれる場として公民館を捉えて、多種・多様な学習・教育活動を生み出していく住民の姿が見られる。一方で、区有財産保持・管理の「隠れみの」として池田町屋公民館が設立された経緯があるにしても、他方で、池田町屋公民館の実践の中からは、初期公民館が、

その実質的機能において地域の現実や住民のリアルな生活要求に関わる民主的な社会教育実践を生みだす基盤を構築するものであったことが確認できる。そして、こうした過程に、自らのリアルな生活要求を実現するものかどうか、自らの生活向上・生活改善を保障する制度であるかどうかという視点から、公民館の制度を積極的に選び取り、自らの生活の論理によってそれを活用し、自らの生活向上・生活改善を実現していこうとする、住民の主体的・能動的な姿を垣間見ることができる。

なお、池田町屋公民館は、こうした運営方法及び事業内容が評価され、「地方産業の振興と結びつき大きな収穫をあげている」との理由から、1948年には、岐阜県優良公民館として表彰されることとなった<sup>38)</sup>。

## 5.まとめに代えて

以上、法人公民館のひとつである財団法人池田町屋公民館の設立・運営の実態を素描した。

池田町屋公民館の設立にあたっては、政令第15号により戦前・戦中の区（部落会）で保有できなくなってしまった山林等の区有財産の処理をめぐって、いわば区有財産保持・管理の「隠れみの」として法人立の公民館が設立された経緯が明らかとなった。また、池田町屋公民館の事例においては、形式上は区有財産保持・管理の「隠れみの」として公民館の設置が進められながらも、実質においては、住民が公民館の組織・運営の基盤とされ、その運営は直接住民の手に委ねられており、こうした池田町屋公民館の実態の中に、「おらが公民館」として親しみをもち、自らのリアルな生活要求を満たしてくれる場として公民館を捉え、多種・多様な学習・教育活動を生み出していこうとする住民の自生的な姿とそこに底流する民衆意識を垣間見ることができた。地域に居住するすべての住民によって構成され、地縁的な拡がりの中で、地域の共通の利益の促進を通して、地域の自治の創造に寄与し、コミュニティ形成機能を果たす区（部落会）及びそれと実質的に一体である財産区と、生産・生活・自治が営まれる地域において、人びとの学習・教育と学習・教育活動を通した人びとの生活向上と自己実現を主題とする教育機能を果たす公民館が融合され、自治、生産、生活福祉に関わって多彩な活動を繰り広げる総合的な地域センターとして位置づけられた法人公民館の実像が浮

き彫りとなった。

以上の検討をとおして垣間見えてきた論点及び今後の研究課題を提示し、全体のまとめに代えることとする。

それは、公民館の歴史的性格についてである。公民館の歴史的性格については、小川利夫により、戦前日本の「公民館的なるもの」として、農村公会堂・全村学校・市民館（隣保館）の3つの戦前の系譜が指摘されている<sup>39)</sup>。

小川は、戦後教育改革期に構想された公民館（いわゆる寺中構想）について、構想者たる寺中作雄個人の役割を「不当に過大評価」するのではなく、それが「どのような歴史的イメージとその論理にさせられていたか」を明らかにしなければならないとした。そして、戦前日本の「公民館的なるもの」として「農村公会堂構想」、「全村学校構想」、「市民館（隣保館）構想」の3つを指摘し、それら「公民館的なるもの」と寺中構想との関連を考察した。

小川は、寺中構想の形成にとって重要なのは、第一に「農村公会堂構想」であるとし、公民館が、社会教育機関としてのみならず、社交娯楽・自治振興・産業振興等を総合した町村振興の「総合機関」として位置づけられたのは、戦前日本の「公民館的なるもの」の流れが寺中構想の中にあったからだと指摘する。そして、社交娯楽・自治振興・産業振興等を含んだ「総合機関」として公民館を位置づける寺中構想は、「一種の政治的・イデオロギー的囲い込み運動の役割を果たしてきたといわれる日本の地方自治政策と深い関連」があり、「明治一〇年代よりは二〇年代、とりわけ明治三〇年代以降のいわゆる地方改良運動の歴史的所産」<sup>40)</sup>であるとする。そして、「いわゆる寺中構想は、少なくともその主体的形成要因において、必ずしも戦後『民主化』の産物とはいえない。それはむしろ戦前からの『歴史的イメージとしての公民館』構想が、戦後直後の混乱の中で新しい粋のもとに開花したものであり、この意味ではけっして画期的なものでも何でもなかった」<sup>41)</sup>と結論づける。

本稿で取り上げた財団法人池田町屋公民館が、区有財産保持・管理の「隠れみの」としてその誕生をみたという事実に着目するならば、公民館の戦前の系譜として、小川の指摘する3つの系譜に加えて、町内会・部落会及びそれらと一体化した財産区、さらにはそれらにおける隣組を視野に入

れることが必要になってくると考えられる<sup>42)</sup>。明治の町村大合併により成立した「行政村」内部の「自然村」＝「行政区」（町内会・部落会）が基盤となって公民館が設置運営されていった事例を無視することはできないであろう。

池田町屋公民館以外の地域・自治体においても、公民館の戦前系譜が町内会・部落会であることを証左する、ある村長（当時）の証言がある<sup>43)</sup>。岐阜県国府村のことである。

「昭和二十二年五月突如政令第十五号により町内会や部落会が解散を命ぜられたので、区長は認められないことになった。国府村では早速各区に納税施設法に依る納税組合を設けさせ、区長であった人を納税組合長に挙げさせて従来区長の取り扱っていた事務全部を取り扱わせるよう措置した。ところが、納税施設法も廃止されたので納税組合長も失格となった。その頃軍政部においては公民館の設置を認めておられたので、早速役場内に国府村公民館の組織を設けて村長が公民館長となり、各区に公民館分館を置くこととして納税組合長であった人にその区の分館長を命じ、従前区長の取り扱っていた事務全部を取り扱って貰うことにした。そして分館長宅に『国府村公民館○○分館』の標札を掲げた。標札を掲げると、共同作業所等区有の建物の有る区では、分館の標札をその建物に掲げてそこで納税の取りまとめをしたり各種会合を開くようになった。それが非常に便利であり区に公民館分館の必要なことがはっきりしたのである。」

こうした公民館の戦前系譜とその歴史的性格について、仮説的な規定を越えてより精緻な形で捉えるためには、地域の住民の生活史的研究を踏まえた検討が、今後必要となってくるであろう。

### 注

- 1) 小林文人「公民館60年の歩みが問いかけるもの」東京・沖縄・東アジア社会教育研究会『東アジア社会教育研究』第11号、2006年を参考。
- 2) 宇佐川満「公民館構想について」『大阪学芸大学紀要 9』1968年、小林文人「公民館の制度と活動」国立教育研究所編『日本近代教育百年

史8 社会教育(2)』教育研究振興会、1974年等。

- 3) 益川浩一「戦後初期愛知県における公民館の設立・運営過程に関する研究」日本教育学会『教育学研究』第69巻第2号、2002年、上田幸夫「初期公民館における職員の形成過程に関する一考察」『日本社会教育学会紀要』No.20、1984年等。
- 4) 文部科学省生涯学習政策局調査企画課『平成20年度社会教育調査報告書』2009年、国立印刷局。
- 5) 前掲、益川浩一『戦後初期公民館の実像』、及び、益川浩一・水谷正「法人公民館」日本公民館学会『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006年。なお、本稿は、『戦後初期公民館の実像』と同一の方法視角に基づきながら、本書においては取り上げられていない法人公民館の事例について検討するものである。
- 6) 石井山竜平「社会教育関連財団・第三セクターの法的位置」『日本社会教育学会紀要』No.37、2001年。
- 7) 小川「歴史的イメージとしての公民館——いわゆる寺中構想について——」同編『現代公民館論』東洋館出版社、1965年等を参照。
- 8) 寺中作雄『社会教育法解説』社会教育図書株式会社、1949年、pp.120-123。
- 9) これまで、自治公民館・集落公民館の実践として、鳥取県倉吉市の自治公民館や沖縄の字公民館等の取り組みが注目されてきた（鳥取県倉吉市発行『自治公民館のあゆみ』1993年、小林文人他編著『おきなわの社会教育』エイデル研究所、2002年を参照）。

公民館類似施設の数についての正式統計はないが、全国公民館連合会の調査によると、条例設置ではないが「公民館」という名称をもつ施設の総数は、48,693館にのぼるとされる（全国公民館連合会編『全国公民館名鑑 平成17年版』ぎょうせい、2005年を参照）。

例えば、長野県松本市には、各町内会（町会）に385の町内公民館が組織されている。各町内公民館は町会が管理・運営を行い、町内の活性化・学習拠点として機能している。具体的には、①お茶飲み会等の交流活動、②新年会等の親睦活動、③環境、福祉・介護等の学習活動、

- ④伝承行事等の文化活動、⑤介護予防教室等の健康福祉活動、⑥歩け歩け大会等のスポーツ活動、⑦館報発行等の広報活動、⑧団体・サークルへの支援活動等を進めている(松本市教育委員会発行『町内公民館活動のてびき 第5次改訂版』2005年を参照)。
- <sup>10)</sup>『公民館月報』1949年11月号、p.5。
- <sup>11)</sup>安福彦七の日記(本人から提供を受けた)より。1947年8月8日付け。
- <sup>12)</sup>小瀧敏之『市民社会と近隣自治』公人社、2007年、中田実『地域再生と町内会・自治会』自治体研究社、2009年を参照。
- <sup>13)</sup>財団法人池田町屋公民館『池田町屋公民館関係綴 昭和22年起』、p.2。
- <sup>14)</sup>同前、p.47。
- <sup>15)</sup>同前、p.48。
- <sup>16)</sup>筆者の池田町屋公民館前館長・野村勝忠へのインタビュー調査による。2005年6月2日、池田町屋公民館にて、インタビュー調査を行った。
- <sup>17)</sup>前掲、『池田町屋公民館関係綴 昭和22年起』、p.48。
- <sup>18)</sup>『中部日本新聞』1948年11月16日付け及び筆者の野村勝忠へのインタビュー調査による(2005年6月2日)。
- <sup>19)</sup>前掲、『池田町屋公民館関係綴 昭和22年起』、p.48。
- <sup>20)</sup>同前。
- <sup>21)</sup>同前。
- <sup>22)</sup>筆者の野村勝忠へのインタビュー調査による(2005年6月2日)。
- <sup>23)</sup>財団法人池田町屋公民館発行公民館報『理想郷』1948年5月号。
- <sup>24)</sup>同前。
- <sup>25)</sup>同前。
- <sup>26)</sup>筆者の野村勝忠へのインタビュー調査による(2005年6月2日)。
- <sup>27)</sup>前掲、『池田町屋公民館関係綴 昭和22年起』、pp.48-49。
- <sup>28)</sup>前掲、『理想郷』1948年5月号。
- <sup>29)</sup>同前。
- <sup>30)</sup>筆者の野村勝忠へのインタビュー調査による(2005年6月2日)。
- <sup>31)</sup>『岐阜タイムズ』1948年11月3日付け。
- <sup>32)</sup>同前。
- <sup>33)</sup>同前。
- <sup>34)</sup>「財団法人池田町屋公民館運営規則」(ガリ版刷り文書)。
- <sup>35)</sup>前掲、『中部日本新聞』1948年11月16日付け。以下、1948年度の池田町屋公民館の事業内容に関する記述は、本資料に基づいた。
- <sup>36)</sup>小林文人編『公民館の再発見』国土社、1998年。
- <sup>37)</sup>前掲、『おきなわの社会教育』。その他、小川利夫「公民館の現代的性格」『月刊社会教育』1965年6月号、7月号、小川利夫「公民館『万能主義』への疑問」『月刊社会教育』1963年10月号、小川利夫「『自治公民館』の自治性」『月刊社会教育』1963年3月号等を参照。
- <sup>38)</sup>前掲、『岐阜タイムズ』1948年11月3日付け及び『中部日本新聞』1948年11月16日付け。
- <sup>39)</sup>前掲、小川「歴史的イメージとしての公民館——いわゆる寺中構想について——」。
- <sup>40)</sup>同前、p.15。
- <sup>41)</sup>同前、p.23。
- <sup>42)</sup>こうした指摘がないわけではないが(例えば、安原昇「公民館の歴史」現代公民館研究会編『公民館経営ハンドブック1』日常出版、1977年)、実証的な検証を経て導き出された論ではない。
- <sup>43)</sup>前名三蔵『筆の滴 続編の二』私家版、1987年、p.95。

〈Research Note〉

## A Study on the Establishment and Management of Corporate Community Learning Centers: A Study in Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation in Tajimi City, Gifu Prefecture

**MASUKAWA Koichi** (*Gifu University*)

The present study closely examines early post-war community learning centers (1946-1953) in order to clarify their specific characteristics.

It goes without saying that the community learning center system is based on the organization of public community learning centers; however, corporate community learning centers do exist, albeit few in number. It can be argued that a comprehensive and accurate grasp of the role of community learning centers in a region is possible only after analysis of the establishment and management of corporate community learning centers. In principle, a foundation is an organization managed for the purpose of linking local residents with potential educational and learning resources within the community in accordance with residents' demands, lifestyles, and principles. It seems necessary to thoroughly investigate and evaluate the establishment and management of corporate community learning centers in more detail.

Nevertheless, to the best of our knowledge, there have been no studies focusing on the establishment and management of corporate community learning centers. To fill this gap, the present study explored the historical development of the establishment and management of corporate community learning centers using a currently established corporate community learning center, Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation in Tajimi City, Gifu Prefecture, as a case study.

Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation was established as a result of Government Ordinance Number 15, which dealt with property such as mountains and forests that districts (village councils) before and dur-

ing the war possessed but were no longer allowed to maintain. In other words, the corporate community learning center was a result of the 'undercover' transfer of district assets. In the early post-war period, Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation was engaged in a wide range of activities related to people's lives and welfare, including economic reconstruction, industrial guidance, medical care, welfare and health matters, raising of standards of living and reviving local society. The diverse and wide-ranging learning and educational activities instigated by residents who saw the community learning center as a place to fulfill their goals are apparent in these initiatives. Thus, although Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation was established through a process of 'undercover' management of district assets, it created a foundation of democratic social education practice, playing a substantial role in responding to community residents' real life needs and goals. In the process of judging whether their own needs are met and whether the system guarantees improvements in their standard of living, residents choose whether to adopt the community learning center system and use it according to their own system of ethics; it is here that residents' subjective, dynamic motivation to improve their own standards of living can be identified.

---

**Key words:** corporate community learning center / early community learning center / Ikeda Machiya Community Learning Center Foundation / historical character of community learning centers / district (village council)